

令和２年第６回臨時会（１１月２６日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第７４号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第７５号 令和２年度月形町一般会計補正予算（第９号）

議案第７６号 令和２年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７７号 令和２年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第５号）

発議第２号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

意見案第５号 新たな過疎対策法における地域指定の継続等に関する要望意見書の提出について

（古谷教育長から公務により欠席する旨の報告あり）

○ 議長 金子 廣司 ただ今の出席議員は８人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和２年第６回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前１０時００分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分開議）

議事日程第１号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程１番 会議録署名議員の指名

○ 議長 金子 廣司 日程１番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長において

堀 広一 議員

東出 善幸 議員

の兩名を指名いたします。

◎ 日程２番 会期の決定

○ 議長 金子 廣司 日程２番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日としたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◎ 日程３番 議案第７４号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

令和2年第6回臨時会（11月26日）

- 議長 金子 廣司 日程3番 議案第74号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書は3ページでございます。ただ今、上程されました議案第74号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本年10月、人事院から国家公務員の給与改定について勧告がなされ、このことについては現在、国会において審議中ではありますが、本町におきましても従前からの例により人事院勧告に準拠して常勤特別職、一般職、会計年度任用職員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定する条例を提案させていただくものであります。本年の人事院勧告は、一般職の特別給、いわゆるボーナスについて0.05月分、期末手当で引き下げるものであります。なお、月例給については、官民給与の格差が小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから改定を行わないこととされております。

改正条項について、ご説明申し上げます。改正条例の第1条ですが、職員の給与に関する条例第14条の2第2項につきまして、期末手当の基礎額に乘じる割合、100分の130を12月に支給する場合は100分の125に改めるものであります。また、改正条例の第2条は条例第14条の2第2項について、令和3年4月1日から施行する改定であります。期末手当の基礎額に乘じる割合を、6月に支給する場合及び12月に支給する場合、ともに100分の127.5に改めるものであります。改正条例の第3条ですが、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項につきまして、期末手当の額の算出にあたって乗じる割合、100分の225を12月に支給する場合は100分の220に改めるものであります。また、改正条例の第4条は条例第4条第2項について、令和3年4月1日から施行する改正であります。期末手当の額の算出にあたって乗じる割合を、6月に支給する場合及び12月に支給する場合、ともに100分の222.5に改めるものであります。議案書4ページでございます。改正条例の第5条ですが、条例第15条第1項についてであります。フルタイム会計年度任用職員の期末手当の基礎額に乘じる割合については、改正条例の第1条における100分の125の規定を準用しないで、現行の100分の130とする改正であります。第24条第1項に係るパートタイム会計年度任用職員についても同様とするものであります。会計年度任用職員についてであります。会計年度任用職員は一会計年度の期間での任用職員であり、手当を含めた勤務条件等は、任用時に通知をしていることなどから、人事院勧告に準拠して改正する規定の適用は次年度か

令和2年第6回臨時会（11月26日）

らの適用とするものであります。よって、今回、改正し準用する改正条例の第1条における100分の125の規定は令和3年度から適用とすることとするものであります。改正条例の第6条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項について、期末手当の基礎額に乘じる割合、現行100分の172.5を100分の165に改めるものであります。また、改正条例の第7条は条例第7条第2項について令和3年4月1日から施行する改正であります。期末手当の基礎額に乘じる割合を100分の165を100分の167.5に改めるものであります。附則であります。第1条は施行日を定めたもので、この条例は公布の日から施行するものであります。改正条例の第2条、第4条及び第7条の規定は令和3年4月1日から施行するものであります。第2条は改正条例の第1条の規定による改正後の条例、改正条例第3条の規定による改正後の条例、改正条例第5条の規定による改正後の条例及び改正条例第6条の規定による改正後の条例の規定は、令和2年12月1日から適用するものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第74号は原案のとおり可決することにしたいとします。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程4番 発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程4番 発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 発議第2号をご覧願います。発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項の規定により提出するものであります。令和2年11月26日提出です。賛成者として、月形町

令和2年第6回臨時会（11月26日）

議会議員 楠 順一議員、同じく我妻 耕議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明いたします。令和2年10月7日付けで人事院から給与改定に関し勧告がなされ、人事院勧告を踏まえ月形町議会議員の期末手当の支給率の改正を行うものであります。改正の内容について説明いたします。第1条は、令和2年度分の改正で、令和2年12月に支給する期末手当の率を100分の222.5から100分の217.5に改正するのであります。第2条は、令和3年度からの期末手当の支給率を100分の220に改正するものであります。附則として、本条例は公布のから施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。以上、提案理由とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 お諮りします。本件につきましては、この際、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第75号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第9号）

- 議長 金子 廣司 日程5番 議案第75号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は7ページでございます。ただ今、上程されました議案第75号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第9号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,025万1,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は8ページから9ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算は、先ほど、可決になりました議案第74号及び発議第2号に係るもので、議会議員、特別職及び一般職の期末手当等について、予算減額するものであります。18ページをお開きください。事項別の歳出であります。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費 補正額8万3,000円減額、議員期末手当でございます。20ページ、2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費、補正額118万円減額、特別職及び一般職の期末手当の減

令和2年第6回臨時会（11月26日）

額でございます。22ページ、3款 民生費 1項 社会福祉費 2目 老人福祉費 補正額3万3,000円減額、介護保険事業特別会計繰出金の減額でございます。特別会計における職員期末手当の減額分、これの繰出金を減額するものでございます。16ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 補正額129万6,000円の減額でございます。歳出の補正財源につきまして、この繰入金で減額補正をするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第75号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第76号 令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第76号 令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は27ページでございます。ただ今、上程されました議案第76号 令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,253万2,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は28ページから29ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算につきましても、可決になりました議案第74号に係るもので、一般職の期末手当について、予算補正するものであります。38ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事

令和2年第6回臨時会（11月26日）

業費 補正額1万3,000円減額、2目 総合相談事業費 2万円減額、これにつきましては、それぞれの業務に係る職員の期末手当を減額するものがあります。36ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 2目 その他一般会計繰入金、歳出の減額分について、一般会計からの繰入金を減額して調整するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第76号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第77号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）

- 議長 金子 廣司 日程7番 議案第77号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書43ページでございます。ただ今、上程されました議案第77号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。第1条 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計の補正予算第5号は次に定めるところによるものであります。第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益27万3,000円減額をして、病院事業収益の総額を5億8,144万7,000円とするものであります。支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用 27万3,000円減額をして、病院事業費用の総額を病院事業収益総額と同額の5億8,144万7,000円とするものであります。第3条ですが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、給与費について27万3,000円減額するものであります。

本補正予算につきましても、可決となりました議案第74号に係るもので、一般職の期末手当について予算減額をするものであります。52ページをお

令和2年第6回臨時会（11月26日）

開きいただきたいと思います。支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費 27万3,000円補正予定額の減額でございます。期末手当でございます。50ページでございます。収入でございます。1款 病院事業収益 1項 医業収益 2目 外来収益 補正予定額27万3,000円減額でございます。歳出の財源調整27万3,000円の減額でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第77号は原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 意見案第5号 新たな過疎対策法における地域指定の継続等に関する要望意見書の提出について

- 議長 金子 廣司 日程8番 意見案第5号 新たな過疎対策法における地域指定の継続等に関する要望意見書の提出についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 大釜登議員。

- 議員 大釜 登 意見案第5号をご覧ください。意見案第5号 新たな過疎対策法における地域指定の継続等に関する要望意見書の提出でございます。地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を月形町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。令和2年11月26日の提出でございます。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 楠 順一議員、同じく我妻 耕議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明いたします。現在、国において令和3年3月末をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな過疎対策法の制定に向けての検討が行われておりますが、その考えにおいては、人口減少率等が一定の基準を満たさない市町村は、例え小規模で財政力が弱くとも過疎法の適用から除外するとされているというものでございます。このことから、新たな過疎対策法の制定にあたり、月形町を含め、小規模で財政力の弱い自治体を継続指定されるよう強く要望するとともに、過疎指定が叶わない場合にあっては、コロナ禍を踏まえ、現行過疎法制定時の内容より一層拡充した経過措置を講じら

令和２年第６回臨時会（１１月２６日）

れることを切に要望するものであります。以上、地方自治法第９９条の規定により提出するものであります。各議員のご賛同を賜りますよう、お願いいたします。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。意見案第５号は原案のとおり提出することにしたいとします。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、意見案第５号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもちまして令和２年第６回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前１０時２５分閉会）